

1972年第28回宜野湾市議会(定期会)会議録

1. 4月16日(第2日目) 午前10時 7分開議
午後11時 1分散会

2. 出席議員(17名)

1番 伊 佐 徳 次 郎	2番 島 藤 吉
3番 大 川 正 雄	4番 天 久 盛 雄
5番 宮 城 正 光	6番 稲 須 仁 正
7番 宮 城 仁 政	8番 又 吉 正 弘
9番 宮 里 敏 行	10番 比 嘉 守 盛
11番 安 次 審 道 倍	12番 峰 間 正 鴻
13番 朝 原 恵 信	14番 仙 村 春 信
15番 山 本 利 保	16番 武 島 行 明
17番 多 和 田 真 一	18番 大 川 弇
19番 玉 那 鵬 行 嘉	20番 伊 佐 雅 仁
21番 比 嘉 義 定	22番 古 波 藏 清 次 郎

3. 欠席議員(4名)

9番 宮 里 敏 行	11番 安 次 審 盛 信
16番 武 鷹 行 男	17番 多 和 田 真 一

4. 議事説明員

市 長 篠 岸 健 一 郎	助 手 沢 田 安 一
政 入 役 横 田 好 永	秘 务 課 長 多 和 田 真 一
住 民 課 長 知 念 和 夫	厚 生 課 長 伊 佐 友 誠
稅務課長 古波藏 信 三	農 林 課 長 島 間 政 光
商 工 観 光 課 長 朝 原 雄 真	都 計 課 長 新 堀 信 荘
建 設 課 長 高 宮 城 弇	消 防 長 大 城 仁 幸
信 定 資 産 評 価 室 長 武 島 正 孝	

宜野湾市議会

水道部長 仲村春盛 営業課長 奥里将弘
会計課長 天久実 工務課長 金城健榮

5. 事務局出席者

事務局長 末吉健男 庶務係長 須屋義
議事係長 島袋真由 書記 仲村春夫
書記 比嘉定治

6. 議事日程(第 7 号) 1972 年 4 月 14 日(金曜)

日程第 1	議案第 39 号 復帰記念沖縄特別國民体育大会宜野湾市実行委員会設置条例の全部を改正する条例
日程第 2	議案第 40 号 議会、議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例
日程第 3	議案第 41 号 宜野湾市保健所条例の全部を改正する条例
日程第 4	議案第 42 号 宜野湾市社会福祉法人助成に関する条例

宜野湾市議会

日程第5 議案第43号 宜野湾市敬老年金贈与条例
の全部を改正可3条例

日程第6 議案第44号 宜野湾市長選挙立会演説
会条例

日程第7 議案第45号 宜野湾市消防賞金
条例

日程第8 議案第46号 宜野湾市消防団の設置等
に関する条例

日程第9 議案第47号 宜野湾市非常勤消防団員
に係る退職報酬金の支給に関する
条例

日程第10 議案第48号 宜野湾市退職金支給条例
の全部を改正可3条例

議長

第98回、宜野湾市議会定例会(第7日目)の本会議を開きます。(午前10時7分)

議長

日程の打ち合わせのため暫く休憩いたします。

議長

暫く休憩いたします。(午前10時7分)
再開いたします。(〃10時8分)

議長

日程の第1、議案第39号、復帰記念沖縄特別国民体育大会宜野湾市実行委員会設置条例の全部を改正する条例について上程いたします。

議長

本案に対する理事者の趣旨、説明を求めます。

総務課長

御説明申し上げます。本案につきましては、現行条例と内容にあります、全く変わりはないまでも、議員の報酬と費用弁償につきましては、宜野湾市後で上程する予定の、宜野湾市特別の職員で、非常勤の方の報酬、及び費用

弁償条例の中に包含されるとばんりまして、その分の条文整備と、言うことにして、ござりますて、その必要がいわば全部改正の手続きをしてござります。内容にありますては、現行の条例と全然かわりはございません。ただ、総務課の所轄事項でござりましたけれども、企画課を設置することと併せて、庶務を企画課の方にさせると、言う以外にありますては、内容にありますてはかわりはございません。以上、簡単に御説明申し上げます。

議長

本項に対する質疑を許します。

議長

本項につきましては、質疑の時まで
継続審議とさせてあきたいと思ひますから、
御異議ございませんか。

議長

御異議ありませんので、継続
審議といたします。

議長

日程の第2、議案第4号、講会
の議員、その他、非常勤の職員の公務
災害等に關する条例についても

上程いたします。

議長

本案に対する理事者の趣旨、説明を求めます。

総務課長

御説明申上げます。従来、議員等の非常勤職員の公務災害補償に対しましては、相撲法令が制定されてない関係上、公務上の災害に対する補償については、全然されてはなかった訳でござります。今回、一般職員が地方公務員災害補償法の適用を受けることに伴まして、そりに準じた公務上の災害の補償が議員、その他の非常勤の職員に対しても、例外的な措置として条例が制定すべきであると、言うふうなふりから、本条例を制定してある訳でござります。補償の基準につきましては、今まで地方公務員災害補償法に規定する常勤職員となるふりかゆふるなり訳でござります。この中で該当しなるのは、2条で、外の災害補償関係の法令の適用を受けられるにつりては、その非常勤職員であつても適用受けたると言つことにあります。結局、簡・概的になります。

げますと、常勤の職員につきましては、
地方公務員災害補償法の適用を受
けようと、議会議員、その他の非常勤
の職員につきましては、この条例の
適用を受けようと、言うことより、あたて
の職員が、議員も含めまして、公務上
の災害につきましては、補償を受ける
と、言うことになりますと承ります。
以上、簡単に御説明申し上げました
が、内容については「質疑」あれば
お答えいたします」と思ります。よろし
くお頼み致します。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案につきましては、質疑の段階
で「継続審議となりました」と思いますが、
御異議ございませんか。

議長

御異議ありませんので、継続審
議となります。

議長

次、日程の第3、議案第11号、
宜野湾市保育所設置条例の全部
を、改正する第3条を六程!!

たします。

議長

本案に対する理事者の趣旨、説明を求めます。

総務課長

御説明申し上げます。本案につきましては、現行の条例と内容においては、殆んど、かわりはござりませんけれども。

復帰に伴いまして、根拠法令が認めなくては、訳がござります。本土法を適用するに伴いまして、条文の整備が必要でござりましたので、一応全部改正の手続きをした訳がござります。

以上、簡単に御説明申し上げました。何かござりましたい質疑にあたる申上げたりと思ひます。よろしくお願ひ致します。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案につきましては、質疑の段階で繼續審議としておきたいと思ひますか。御異議ござりませんか。

議長

御異議ありませんので、継続審議といたします。

議長

次、日程の第8、議案第8号、
宜野湾市社会福祉法人の助成に関する条例についてを上程いたします。

議長

本業に対する理事者の趣旨、説明を求めます。

公務課長

御説明申し上げります。現行につきましては、現行の社会福祉協議会ですか。任意団体でございますけれども、復帰をいかえまして、本市の、社会福祉協議会の社会福祉法人としての。

今、認可準備としてある訳でござります。近く社会福祉法人としての、法的に法人格を有するものと思ります。現行は市町村自治法の第179条の7の規定に抵触しない範囲にありて、規定マイケイを出しまして、当該、社会福祉協議会に対しまして、補助金を出してある訳でござります。しかしながら、

本土復帰いたしましたと、この種の社会福祉協議会、社会福祉法人に対しまし

256

ても、この条例制定がなければ、助成
が出来ぬ」と、言うことになると訳で
ござります。従いまして、社会福祉
法人を育成する意味では、どうしても
この条例を制定いたしまして、社会
福祉をおこなってからくらやかなる
と言う趣旨から本条例を提案し
たしてある訳でござります。よろしく
お願ひ致します。

議長 本案に対する質疑を許します。

議長 本案につきおもつて、質疑の段階で
継続審議とれておきたいと思いますが、
御異議ござりませんか。

議長 御異議ござりませんので、継
続審議とすることに決定をいたします。

議長 次、日程の第5、議案第13号、宜
野湾市敬老年金贈与条例の全部を改
正する条例について上程いたします。

議長 本案以外、お3理事者の、趣旨、説

明を求めます。

総務課長

御説明申し上げます。この条例に付きましても、現行の条例と内容はあつては、かうりはござりませんけれども、現在、ふじゅると言うことになってありますか、これをさむの倍以上しまして、1,800円でござりますか、一方数整理と言う形で、2,000円に引き上げまして、それと、現金と言うことは一寸、趣旨があかしりむじやなつかと言うことで見舞金、祝金に改めたなど、福祉年金とか、差今年金と言つぶらうな法的な義務付けの年金がありますので、一応、これはあとしよりの方々に对ある、祝金という形が妥当であると、言うことで条例の名称もついでになあしてござりますのでよろしく御検討お願ひ申しあげます。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案につきましては、質疑の段階で継続審議としてあたたかと思ひますか、御異議ござりますいか。

議長

御異議ありませんので、繼續審議
といたします。

議長

次、日程の第8、議案第8号、宜野
湾市々長選挙立合演説会条例につ
いて上程いたします。

議長

本案に対する理事者の趣旨、説明
を求めます。

総務課長

御説明申上げます。この条
例は市町村の選挙を行なう場合
にあって、立合演説会をあこなえ
るのは、市長のみの選挙であると、
これが条例で定めたりと、そう言う
立合演説会が出来ないなど、これは
公職選挙法の第160条のこの規定
によるものでござります。従来は民
主団体とか、第三者の主催によって
立合演説会が出来てあった訳で
ござりますけれども、公職選挙法の
第168条の3で、そう言うものは、出来
ないなど、あくまでも、選挙管理委員会の
主催による選挙立合演説会しか出

来なリと、言うことでござります。従ひまして、競争管理委員会といたしてお公明競争と言う立場からこの条例を制定したいたと、言うことで、申し入れがござりましたので、時期としては、末年と言うことでござりますけれども、一応、例規集の整備等もございまして、たゞ早く早目にこの条例を制定いたしまして、例規類集の中へ包含してあきたりと、実際、適用するるのは、次期の市長選挙がいたりござりますので、目的には、まだ、はようござりますけれども、そう言う意味から制定をしてある訳でござりますので、よろしく御審議のほどお願い致します。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案につきましては、質疑の段階で
継続審議といたしましたらと思ひますから、
御異議ございませんか。

議長

御異議ありませんので、継続審議と決定いたします。

議長

日程の第7. 議案第45号、宜野湾市消防賞金条例についてを上程いたします。

議長

本案に対する理事者の趣旨、説明を求めます。

総務課長

御説明申し上げます。本条例は新設でございます。この条例は消防関係の、職員が目的にも、条例の第1条にもかかってありますとあり後顧の憂いなく職務が執行出来るよう本土の実情に沿いまして、賞金制度を見舞金の支給に関して制定したくて、提案してしまったのであります。現行の準則には、見舞金制度が一寸、取けてしまふうでござりますけれども、本土の賞金条例をみますと、全部、見舞金、すなはち、8級以下の障害につまでは、見舞金が500円で処理してしまふうでござりますので、8級以上の障害等につまでは、賞金と言うふうな格好になつてあります。内容につきましては、500円で、準則であります。

皇舞金制度のとリリ付ようと言うべと
で、その分は追加してござります。
以上、簡単に御説明申し上げまし
て、何かござりましたら御質疑に
お答えいたしたりと思ります。よろしく
お願ひ致します。

議長 本案に対する質疑を許します。

議長 本案につきましては、質疑の段階で
繼續審議となりましたりと思ひますから、
御異議ございませんか。

議長 御異議ありませんので、繼續審議
となります。

議長 次日程の第8、議案第メ6号、宜
野湾市消防用の設置等に関する
条例について上程いたします。

議長 本案に対する理事者の趣旨、説明
を求めます。

総務課長

御説明申し上げます。現行は、これは規則事項でござりますけれども、前の消防本部の設置同様に、一応、議決の中に入りました訳でござりますけれども、今後の消防組織法に基づきまして、条例事項になりますので、本案を提案してある訳でござります。以上、御説明を終りたとと思ります。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案につきましては、質疑の段階で
継続審議としておきたいと思ひますが、
御異議ござりますいか。

議長

御異議ありませんので、継続審議といたします。

議長

日程の第1、議案第17号、宜野湾市非常勤消防用員に関する退職報償金の支給に関する条例についてを上程いたします。

議長

本案に対する理事者の趣旨、説明を求めます。

総務課長

御説明申し上げます。現行は非常勤の消防団員に対する退職報償金の制度はござりませんか。本土の消防組織法に基づきまして、当該団員に對しまして、退職報償金が支給される様になりますので、本土の実情にならって、本案を提案しておる次第ござります。これは15年以降、消防団員に勤務する場合は、報償金を支給すると、言うふうになつておる次第ござります。内容につきましては、

本土の準則のとおりでござりますので、よろしく御審議をお願いいたりと思ひます。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案につきましては、質疑の段階で繼續審議としておきたいと思ひますか御異議ござりますか。

議長

御異議ござりませぬので、繼續
審議といたします。

議長

次は、日程の第10、議案第48号、宜野
湾市銀職金支給条例の全部を改正す
る条例について上程いたします。

議長

本案に対する理事者の趣旨、説明
をお願い致します。

総務課長

御説明申し上げます。本案につき
ましても、現行の条例と内容につき
ましては全く相違はございません。

しかしながら、退職金と言うことじゃ
なくて、退職手当と言ふのが正しいの
でござりますので、そゆく条文の中
には、現行の琉球法令が根拠法
になつてありますけれども、こりと本
土法に、どうしても改正しなくてや
がな」と、そう言う整備も必要であ
りましたのを、一応、全部改正の手
続きをとつてある訳でござります。

内容は現行条例と全くかわりはござ
いません。以上、御説明申し上げ
まして、何かありましたら、質疑の段階で

265
お答えるにいたしました。よろしくお願ひ致します。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案につきましても、質疑の段階で
継続審議としてあきたいと思ひますから、
御異議ござりませんか。

議長

御異議ありませんので、継続
審議となります。

議長

暫く休憩いたします。(午前10時50分)
再開いたします。(午後11時、一)

議長

本日の日程は全部終了いたしました。
本日はここで散会をいたします。尚、次の
本会議は又々17日、月曜日、午前10時
から会議を開きます。(午前11時1分)

散会